

議案第 33 号

北本市税条例等の一部改正について

北本市税条例等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市税条例等の一部を改正する条例

(北本市税条例の一部改正)

第 1 条 北本市税条例(昭和 29 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「平成 30 年度から令和 4 年度まで」を「平成 30 年度から令和 9 年度まで」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項を第 25 項とし、第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合

は、3分の1とする。

附則第13条の2第1項中「場合の」を「場合における」に改める。

附則第23条第2項中「平成24年度から令和3年度まで」を「平成24年度から令和8年度まで」に改める。

附則第27条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(北本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北本市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北本市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中北本市税条例附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中北本市税条例第 2 4 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中北本市税条例附則第 1 0 条の 2 の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）の施行の日

第 2 条 前条第 2 号に掲げる改正規定による改正後の北本市税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。